

## 第1回 大和郡山市学校規模適正化等審議会 次第

### 1. 日時

令和2年11月10日（火） 午後2時開会

### 2. 場所

市議会第1委員会室

### 3. 案件

- (1) 委員の委嘱又は任命
- (2) 会長、副会長の選出
- (3) 今後の進め方について
- (4) その他

大和郡山市学校規模適正化等審議会委員名簿

任期：R2.6.5～R4.6.4

区 分	氏 名	所 属
学識経験を有する者	恒岡 宗司	奈良学園大学特別客員教授
〃	石川 泰弘	元教育委員会委員
市議会議員	福田 浩実	大和郡山市議会議員(教育福祉常任委員長)
学校関係者	田中 康之	大和郡山市校園長会
PTAの代表者	河野 賢一	大和郡山市PTA連合協議会
自治会の代表者	植村 俊博	大和郡山市自治連合会
その他教育委員会が必要と認める者	中尾 誠人	大和郡山市 副市長
	八木 謙治	大和郡山市 総務部長

### 大和郡山市学校規模適正化等審議会委員名簿(R1.5.28)

区 分	氏 名	所 属
◎学識経験を有する者	恒岡 宗司	奈良学園大学特別客員教授
○	石川 泰弘	元教育委員会委員
市議会議員	西村 千鶴子	大和郡山市議会議員(教育福祉常任委員長)
学校関係者	高見澤 聡	大和郡山市校園長会
PTAの代表者	勝川 洋	大和郡山市PTA連合協議会
自治会の代表者	植村 俊博	大和郡山市自治連合会
その他教育委員会が必要と認める者	吉村 安伸	大和郡山市 副市長
	西尾 卓哉	大和郡山市 総務部長

◎会長    ○副会長

# 大和郡山市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化の答申について（概要）

## 1. 答申までの経過

平成30年6月、大和郡山市学校規模適正化等審議会を設置し、約2年間（計9回）の審議を経て、令和2年2月、「大和郡山市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化について（答申）」を受ける。

第1回目	H30.6.5	第4回目	H31.1.22	第7回目	R1.10.29
第2回目	H30.8.21	第5回目	R1.5.28	第8回目	R1.12.26
第3回目	H30.11.20	第6回目	R1.7.30	第9回目	R2.2.4

以上、学校長及び市民アンケートや学校視察などを行い、様々な視点から検討を重ね、子どもの教育環境の向上と活力ある学校づくりの観点から、下記内容について継続的に丁寧に検討を行う事と提言をいただいた。

## 2. 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 1学級あたりの児童生徒数について  
小学校：1学級 21人～30人 中学校：1学級 21人～30人
- (2) 1学年あたりの学級数について  
小学校：1学年 2学級～3学級 中学校：1学年 4学級～6学級

## 3. 学校配置の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 通学区域の変更  
隣接する学校との通学区域の見直しにより、適正規模の確保を図る。
- (2) 学校の統合  
隣接する学校との統合により、適正規模の確保を図る。

## 4. 適正化に伴い留意すべき事項

- (1) 通学路の安全性の確保  
通学距離が長くなる場合は、通学路の安全確保に努め、スクールバス等代替交通手段の導入についても検討する。
- (2) 地域とのつながりへの配慮  
校区変更や学校統合がやむを得ない状況にあることが理解されるよう、地域への丁寧な説明に配慮する。
- (3) 児童生徒への配慮  
教職員の加配措置やスクールカウンセラーの配置等、児童生徒の心のケアへの対応に配慮する。
- (4) 小中一貫校等の導入  
小中一貫校等について、成果と課題を十分に精査した上で、活力ある学校づくりの観点から導入について検討する。

## 大和郡山市学校規模適正化等審議会条例

### (設置)

第1条 大和郡山市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置等について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大和郡山市学校規模適正化等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、大和郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (2) 学校の将来構想に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 学校関係者
- (4) P T Aの代表者
- (5) 自治会の代表者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(72) 大和郡山市学校規模適正化等審議会の委員

別表第1に次のように加える。

72	大和郡山市学校規模適正化等審議会の委員	日額 13,800円
----	---------------------	------------

### ■学校別児童生徒数、学級数の推移

施設名	項目	H20	H25	H30	R2
郡山南小	児童数	615	610	629	577
	学級数	20	20	19	20
筒井小	児童数	415	409	370	354
	学級数	14	14	12	12
矢田小	児童数	309	287	225	208
	学級数	13	12	9	9
平和小	児童数	354	352	283	260
	学級数	13	12	11	9
治道小	児童数	123	68	92	92
	学級数	6	6	6	6
昭和小	児童数	482	443	383	384
	学級数	17	15	14	12
片桐小	児童数	557	467	399	387
	学級数	18	17	14	14
郡山北小	児童数	676	598	574	553
	学級数	23	20	19	19
片桐西小	児童数	506	425	443	450
	学級数	17	15	17	17
郡山西小	児童数	540	483	483	474
	学級数	19	18	18	17
矢田南小	児童数	349	322	280	246
	学級数	13	13	11	8
合計	児童数	4926	4464	4161	3985
	学級数	173	162	150	143

※学級数は特別支援学級の数を除く

施設名	項目	H20	H25	H30	R2
郡山中	生徒数	808	814	734	761
	学級数	23	25	21	22
郡山南中	生徒数	491	598	554	471
	学級数	15	18	17	14
郡山西中	生徒数	356	324	344	319
	学級数	12	11	12	11
郡山東中	生徒数	266	209	177	173
	学級数	9	7	6	6
片桐中	生徒数	330	307	281	307
	学級数	12	11	9	10
合計	生徒数	2251	2252	2090	2031
	学級数	71	72	65	63

※学級数は特別支援学級の数を除く